



[HOME](#) > [評価](#) > [創造科学技術推進事業における研究プロジェクトの事後評価について](#) > 基礎研究に係る課題評価の方法等に関する達（抜粋）

基礎研究に係る課題評価の方法等に関する達（抜粋）

改正 （平成18年11月22日 平成18年達第103号）

（評価の実施時期）

第5条 評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

（3） 事後評価

研究終了後できるだけ早い時期に実施する。

（事後評価）

第8条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

（1） 事後評価の目的

研究の実施状況、研究成果、波及効果等を明らかにし、今後の研究成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的とする。

（2） 評価項目及び基準

ア 外部発表（論文、口頭発表等）、特許、研究を通じての新たな知見の取得等の研究成果の状況

イ 得られた研究成果の科学技術への貢献

ウ 相手機関との研究交流状況（外国の研究機関等と共同して研究を実施するものに限る。）

なお、上記アからウの具体的基準については、研究成果等の水準及びその将来展開を重視するという視点から、評価者が機構と調整の上決定する。

（3） 評価者

イ 総括実施型研究及びその継続研究

総括実施型研究においては、研究課題又は研究プロジェクト毎に、機構が選任する外部の専門家が行い、その継続研究においては、審議会が行う。

（4） 評価の手続き

研究課題又は研究プロジェクト毎に、評価者が、被評価者からの報告、被評価者との意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

[← 前へ戻る](#)